

公益社団法人日本ペタンク・ブル連盟

競技者等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブル連盟（以下「本法人」という。）に所属する競技者等について、日本スポーツ協会スポーツ憲章に準拠しつつ、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、競技者等とは、定款第7条の規定に基づき、本法人の役職員と、個人として入会登録されている正会員又は賛助会員であって、ペタンク（スポートブルを含む。以下同じ。）の競技会や講習会等に参加し、競技、指導、審判、運営等のペタンクの活動を行う者をいう。

(競技者等の責務)

第3条 競技者等は、フェアプレーの精神に則り、ルール（本法人が定める諸規程を含む。）とマナーを尊重し、正々堂々と競技、指導、審判、運営等を行い、ペタンクの発展に寄与するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 競技者等は、次に掲げる行為をし、もって本法人の信用を毀損してはならない。

- (1) 法令、本法人の諸規程又は本法人の決定に違反すること。
- (2) 他の者に対し法令、本法人の諸規程又は本法人の決定に違反する行為を指示・教唆し、又は、他の者による法令、本法人の諸規程又は本法人の決定に反する行為を黙認する行為を行うこと。
- (3) 反社会的勢力や団体と関係する行為を行うこと。
- (4) 本法人の承認を得ず、自らが、自分の氏名、写真、ビデオ若しくは競技実績等を広告に使うことを承諾し、又は、広告宣伝媒体に出演すること。
- (5) 自己の競技に金品を賭け、又は、それに関連する賭博若しくは八百長に関係すること。
- (6) 本法人が禁止した競技会に参加すること。
- (7) 競技に際して、ドーピング又は暴力行為等によりフェアプレーの精神に違反すること。
- (8) 以下に列挙する行為を行い、競技者等として本法人又はペタンクの品位を著しく傷つけること。
 - ・大会において、定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守しない行為、開閉会式の整列及び表彰等で指示に従わない行為を行うこと。
 - ・競技者等としてのルール、モラルをわきまえない行為を行うこと。

- ・競技者等としてのマナー、エチケットをわきまえない行為を行うこと。
- ・その他、競技者等としてペタンクの品位を著しく傷つけると判断される行為を行うこと。

(処分)

第5条 前条の規定に違反した者については、コンプライアンス委員会での事実調査後、本法人の理事会において、次に掲げる処分を行う。

なお処分に当たっては、処分対象者に対し聴聞（意見聴取）の機会を設ける。また、以下の（1）、（2）、（3）については、当規程写しと共に、処分内容、処分対象行為、処分の理由、不服申し立て手続きの可否、その手続きの期限を記した書面を交付する。

- (1) 除名、ただし処分の手続きは定款第12条により行う
- (2) 4年以内で定める期間の、会員登録の禁止（連盟主催大会への出場禁止、審判、指導員等での大会や普及、強化事業への関与の禁止）
- (3) 無期限または4年以内で定める期間に開催される、指定した競技会への出場禁止
- (4) 始末書の提出
- (5) 文書による警告
- (6) 口頭による注意

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第6条 前条の処分及び「日本代表選手・強化選手等行動規程」の処分、さらには、「国際ペタンク大会日本代表選手選考会及び強化指定選手選考会開催要項」による選手選考の決定など、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ仲裁規則（第2条及び第3条）で定める「仲裁する範囲」の不服申し立てについては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる手続きで仲裁合意とし、解決されるものとする。なお、日本スポーツ仲裁機構へ不服申し立てを行うことについては、第4条の禁止行為にはあたらず、不利益に取り扱わない。

附 則 この規程は、平成24年10月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成31年（2019年）3月2日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成31年（2019年）5月11日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和2年（2020年）3月7日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和3年（2021年）3月6日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。